東薬科大学新聞

発行所
東京薬科大学
学生新聞会
男子部
新宿区柏木4～600
TEL（382）3261
女子部
台東区上野桜木1-10-19
TEL（821）4004
発行人　八谷　正平

カワイ肝油ドロップ製造発売元
河合製薬株式会社
東京都中野区野方町二ノ二七一
電話東京（386）三一一一番（代表）

検閲制度撤廃

自衛官在籍当分認めず

男子部学生部長

6・22 懇談会席上発表

六月二十二日、男子部での教授、学生懇談会の席上、新任学生課長より「印刷物、掲示物等の管理は、学生にまかせる。および、自衛官は、とに、今年の三月をもって教授会で決定している」との発言があった。ここにわれわれは、東薬男子部の自治活動の新たな局面を迎え、ようやく学生の自治活動の新たな局面を迎え、ようやく学生の自治活動が胎動しようとしている。しかし、自衛官問題、カリキュラム問題についての教授会の見解発表は、非常にあいまいなものであった。検閲制度が廃止になり、自衛官在籍が拒否されたので、すべての問題が解決したと、早計してはならない。今後、各クラス、サークルを中心として、問題の核心にせまるべき広汎な自治活動を助長しなければならぬ。

従来、"男子部における男生便覧—学生課に関する事項"により施行されてきた大学側による一方的な"検閲制度"は学生側からの強い要求により六・二三教授と学生の懇談会の席上で撤廃する旨新任学生課長より発表され、続いて学生の手によって検閲に替る制度を規定する事を望むとの発言があった。検閲制度に関しては長年、学生課が掲示物、印刷物を規制し、その認印を得ないと学生は公表する事ができなかった。昨年、熟行委員会によってなされた食堂値上げ問題に関する反対表明の立看板が一方的に取り除かれ、さらには同じ問題に関連して薬学科一年の学級大会決議表明文が学生課に却下される事件が起っている。この問題を契機として学生間に不満の声が高まり五・二五教授と学生の懇談会席上でも、熟行委、自治委、新聞会から検閲制度を撤廃して欲しい旨要望があり、これに対する教授会側は六月末日までに何らかの方法で公表する旨の確約事項を得たわけである。

六、二三懇談会席上で、熟行委、自治委側は、学生の手による草案が既に用意されている事を発表し、教授会、学生は検閲制度廃止に基本的な合意を得た。検閲制度の撤廃によって、熟行委、自治委は、学生の手による規則草案の起草を進め、六・二五学生大会に臨んだ。大会は過半数に満たない学生集会まで経過報告として懇談会の内容を説明し、検閲制度撤廃に関しての草案をパンフレットとして配布したが、学生便覧の学生課に関する事項の十五、十九、二〇、二一、二二、二三条が削除されて、それに代る新規則の草案が提起されている。大会成立後、この問題に関して八谷自治会議長から状況並びに草案説明がなされ、討議の結果、賛成多数で新規則が可決成立した。

削除する部分については熟行委、自治委が教授会との今後の折衝を重ねて学生大会で削除事項が決議した旨教授会に伝えて削除要求を貫徹すると八谷自治会議長から声明が出た。

草案の内容で具体的に疑問がありまた熟行委と、自治委は性格が異なるので新規則を行使する面から管理権で問題があるとの質問に対して、事務管理を合理的円滑に行なう為にこの措置を取ったと述べたが熟行委、自治委は規約上、責任分野が異なり、今後に問題を残したといえる。さらに男子部自治会で検閲廃止になったとしても、女子部では以前として検閲制度が存続し例えば女子部の学部の学内クラブ活動は午後六時以降禁じられる等制約がある為に東京薬大の学生にまかせるべきであるとの大学運営の根本的目的とするきびしさの様な教授会の官僚イズムと対決していかねばならぬ。資本主義の発展動向が国家独占資本主義段階へ向え、資本が極度に専門化されていく状況の中で、権力者は少しでも多くの体制順応型のプロレタリアートを育成しようと図っている。六十年安保以降、きさに資本の発展段階と見合った形で、体制側は、大学へ攻勢を一段とかけている。つまり管法にはまり国大協の見解発表、教育二法の提出と、一連の反動化政策は続いている。現実の大学、学問が社会の政治的、経済的要請と、そのイデオロギーに制約され、「社会の要請」の先兵として、政府文部省の文教政策を貫徹されるの基礎づくりに、大学当局は重点をおいている。

権力統制下の当局は、産学協同路線にくみこまれ、学生をテクロタイプ化した技術師として育成しようとしている。「学問の政治的中立」とはあくまで権力に屈しないということを意味している。

大学当局は、きさに体制の攻勢に対応した形でカリキュラムの再編成、運営をすすめていく。それは、一、二年生時の、一般教養課目の軽視、二六制として、現実化されている。この様な状況の中で、「カリキュラムに関する決議文」を、中心としてようやく各クラス討論会が開始された。自治会を支える構成単位としてのクラスでの討論の充実性、緻密化がこれから先の自治活動を推進させていくのである。しかし今回の検閲制度、自衛官問題についての十二分な討議が各クラス、各サークルで行なわれていなかったというこの一カ月間の流動化現象の中での限界性をふまえなければならぬ。各クラスが授業を受けるだけの場であってはならず、まして各サークル活動がサロン風的な、一時的な現実社会からの逃避に終ってはならぬ。自らの思想性の上に基本的な合意を得た。検閲制度の撤廃によって、熟行委、自治委は、学生の手による規則草案の起草を進め、六・二五学生大会に臨んだ。大会は過半数に満たない学生集会まで経過報告として懇談会の内容を説明し、検閲制度撤廃に関しての草案をパンフレットとして配布したが、学生便覧の学生課に関する事項の十五、十九、二〇、二一、二二、二三条が削除されて、それに代る新規則の草案が提起されている。大会成立後、この問題に関して八谷自治会議長から状況並びに草案説明がなされ、討議の結果、賛成多数で新規則が可決成立した。

削除する部分については熟行委、自治委が教授会との今後の折衝を重ねて学生大会で削除事項が決議した旨教授会に伝えて削除要求を貫徹すると八谷自治会議長から声明が出た。

草案の内容で具体的に疑問がありまた熟行委と、自治委は性格が異なるので新規則を行使する面から管理権で問題があるとの質問に対して、事務管理を合理的円滑に行なう為にこの措置を取ったと述べたが熟行委、自治委は規約上、責任分野が異なり、今後に問題を残したといえる。さらに男子部自治会で検閲廃止になったとしても、女子部では以前として検閲制度が存続し例えば女子部の学部の学内クラブ活動は午後六時以降禁じられる等制約がある為に東京薬大の学生にまかせるべきであるとの大学運営の根本的目的とするきびしさの様な教授会の官僚イズムと対決していかねばならぬ。資本主義の発展動向が国家独占資本主義段階へ向え、資本が極度に専門化されていく状況の中で、権力者は少しでも多くの体制順応型のプロレタリアートを育成しようと図っている。六十年安保以降、きさに資本の発展段階と見合った形で、体制側は、大学へ攻勢を一段とかけている。つまり管法にはまり国大協の見解発表、教育二法の提出と、一連の反動化政策は続いている。現実の大学、学問が社会の政治的、経済的要請と、そのイデオロギーに制約され、「社会の要請」の先兵として、政府文部省の文教政策を貫徹されるの基礎づくりに、大学当局は重点をおいている。

権力統制下の当局は、産学協同路線にくみこまれ、学生をテクロタイプ化した技術師として育成しようとしている。「学問の政治的中立」とはあくまで権力に屈しないということを意味している。

大学当局は、きさに体制の攻勢に対応した形でカリキュラムの再編成、運営をすすめていく。それは、一、二年生時の、一般教養課目の軽視、二六制として、現実化されている。この様な状況の中で、「カリキュラムに関する決議文」を、中心としてようやく各クラス討論会が開始された。自治会を支える構成単位としてのクラスでの討論の充実性、緻密化がこれから先の自治活動を推進させていくのである。しかし今回の検閲制度、自衛官問題についての十二分な討議が各クラス、各サークルで行なわれていなかったというこの一カ月間の流動化現象の中での限界性をふまえなければならぬ。各クラスが授業を受けるだけの場であってはならず、まして各サークル活動がサロン風的な、一時的な現実社会からの逃避に終ってはならぬ。自らの思想性の上に基本的な合意を得た。検閲制度の撤廃によって、熟行委、自治委は、学生の手による規則草案の起草を進め、六・二五学生大会に臨んだ。大会は過半数に満たない学生集会まで経過報告として懇談会の内容を説明し、検閲制度撤廃に関しての草案をパンフレットとして配布したが、学生便覧の学生課に関する事項の十五、十九、二〇、二一、二二、二三条が削除されて、それに代る新規則の草案が提起されている。大会成立後、この問題に関して八谷自治会議長から状況並びに草案説明がなされ、討議の結果、賛成多数で新規則が可決成立した。

削除する部分については熟行委、自治委が教授会との今後の折衝を重ねて学生大会で削除事項が決議した旨教授会に伝えて削除要求を貫徹すると八谷自治会議長から声明が出た。

草案の内容で具体的に疑問がありまた熟行委と、自治委は性格が異なるので新規則を行使する面から管理権で問題があるとの質問に対して、事務管理を合理的円滑に行なう為にこの措置を取ったと述べたが熟行委、自治委は規約上、責任分野が異なり、今後に問題を残したといえる。さらに男子部自治会で検閲廃止になったとしても、女子部では以前として検閲制度が存続し例えば女子部の学部の学内クラブ活動は午後六時以降禁じられる等制約がある為に東京薬大の学生にまかせるべきであるとの大学運営の根本的目的とするきびしさの様な教授会の官僚イズムと対決していかねばならぬ。資本主義の発展動向が国家独占資本主義段階へ向え、資本が極度に専門化されていく状況の中で、権力者は少しでも多くの体制順応型のプロレタリアートを育成しようと図っている。六十年安保以降、きさに資本の発展段階と見合った形で、体制側は、大学へ攻勢を一段とかけている。つまり管法にはまり国大協の見解発表、教育二法の提出と、一連の反動化政策は続いている。現実の大学、学問が社会の政治的、経済的要請と、そのイデオロギーに制約され、「社会の要請」の先兵として、政府文部省の文教政策を貫徹されるの基礎づくりに、大学当局は重点をおいている。

権力統制下の当局は、産学協同路線にくみこまれ、学生をテクロタイプ化した技術師として育成しようとしている。「学問の政治的中立」とはあくまで権力に屈しないということを意味している。

大学当局は、きさに体制の攻勢に対応した形でカリキュラムの再編成、運営をすすめていく。それは、一、二年生時の、一般教養課目の軽視、二六制として、現実化されている。この様な状況の中で、「カリキュラムに

論説

検閲制度撤廃と今後の課題

これまでの東薬における自治活動の低滞性を打破すべき検閲制度撤廃が現実化した。昨年秋、食堂値上反対の表明文、立看板が学課によってチェックされるという学生自治抑圧の中で、われわれはようやくここにある程度の学生の自治権を獲得したのであるこれはわれわれが要求してきた事項であり大学の自治が教授会の自治と学生の自治の両者から構成されるものである以上はごく当然なことである。学内における学生の思想の自由それらを意志表示する為の言論集会等の自由に対して大学当局がなんら関与すべき問題ではない。しかし検閲制度が撤廃されたのですべての問題が解消されてしまったという錯覚におちいってはならぬし、われわれは常に問題の本質を見失ってはならない。今回の懇談会で、「自衛官の在籍は今年の三月末日をもってご当分、教授会は認めていない」との見解が発表された。（なおこの様な理由で自衛官在籍を認めないようになったのか、その見解は、七月六日までに何等かの形で全学生に知らされる）ところが、新聞会は五月二十五日の懇談会で「自衛官在籍を認めた教授会の見解発表」を要求している。

三月末日をもって認めていないのなら、前回の五月二十五日の席上ではすである。さらにその様な教授会の決定事項が本学の講師、助手等には全く伝えられていなかったそうである。研究生としての自衛官は、六月二十日現在、放射薬品の教室に出入りしている事実がある。研究生として学内へ入る時は、教授会の選考が必要となる。（学則、十章の五十七条、「研究生または、聴講生の入学は、教授会の選考の上定める）この学則によれば何等かの形で自衛官の研究生を許可した教授会の見解が全学生に発表されるべきである。ところがいまだその見解の発表はされていない。なおかつ「他の教室に誰が研究生として入っているのかわからない」という某教授の発言は、「体何を意味しているのか。それは東薬における各教室の閉鎖性、封建性を表わし、教授会の官僚化をさらけだしているのである。この様な教授会の姿勢は、次のカリキュラムの問題にもでてくる。自治委員会の決議要求事項である「教授会内に設けられた力リキュラムに関する特別委員会の設置理由」に対しては、「授業内容の重複を整理するために設置した」との発表であった。

四年前に大学院博士課程が設置され、三分科制がしかれた。その結果、学生数が増加し実習時間が大幅に減少する等のしわよせがきている。この様なつめ込み主義を少しでも是正するための委員会と考えていた。ところが単に授業内容の重複を整理するためという発言は、きわめて重大な意味をもっている。男子部におけるここ四年間の国家試験合格率の低下は、はっきりと数字として表われているのであり、教授会はその原因を何等探求していないし、解決するための具体的な対処をおこたっている。そして教授会は出席を強化することによって国家試験合格率の低下を一方的に学生におしつけている。われわれは、学生の手による完全な形での大学運営が根本的目的とするきびしさの様な教授会の官僚イズムと対決していかねばならぬ。資本主義の発展動向が国家独占資本主義段階へ向え、資本が極度に専門化されていく状況の中で、権力者は少しでも多くの体制順応型のプロレタリアートを育成しようと図っている。六十年安保以降、きさに資本の発展段階と見合った形で、体制側は、大学へ攻勢を一段とかけている。つまり管法にはまり国大協の見解発表、教育二法の提出と、一連の反動化政策は続いている。現実の大学、学問が社会の政治的、経済的要請と、そのイデオロギーに制約され、「社会の要請」の先兵として、政府文部省の文教政策を貫徹されるの基礎づくりに、大学当局は重点をおいている。

権力統制下の当局は、産学協同路線にくみこまれ、学生をテクロタイプ化した技術師として育成しようとしている。「学問の政治的中立」とはあくまで権力に屈しないということを意味している。

大学当局は、きさに体制の攻勢に対応した形でカリキュラムの再編成、運営をすすめていく。それは、一、二年生時の、一般教養課目の軽視、二六制として、現実化されている。この様な状況の中で、「カリキュラムに

都合主義的な大学当局

自衛官問題

六月二十二日の今期第二回目の教授会なりで決定されてしかるべく問題であり、五月二十五日の席上での解答になされるべきものであった。にもかかわらず第一回懇談会において、解答が出来なかったという事実は、教授会そのものの不統合と理事会—教授会との連絡疎通を意味するものであり、大学当局の運営、管理のルーズさを物語るものである。

（二）また同じく見解表明での「自衛官入学をご当分 認めない。」ということは何を意味するのか。「ご当分」が明らかに裏をかえせば、防衛庁からの要請があれば、いつでも受け入れるという形態を意味するものであり、学校当局の欺瞞に他ならぬ。

（三）なおかつ、学校当局は「自衛官入学拒否」を言明しながらも「個人教授の研究室への自衛官、研究員の出入りは教授の「良識」に委せる。」ということは、自衛官の大学院、研究室での研究、援助を認めるということを単に「教授個人」の良識に委せるという「かくれみの」により認めていくという意味の他は何も意味しない。

現に今、学校当局の見解を借りれば「教授個人の良心に委せる」という形に於いて、放射薬品化学の教室には、研究員として自衛隊員が出入りしているという事実をわれわれ学生が、ただそれだけの理由により認めてもいいものか。

われわれ学生にとって、大学・学問・研究等等、それ自体が何を意味するかは、大学の自治権と同義的に、学校の運営にはじまる全てのものはわれわれ学生の参加によってなされるべきであるという基底のもとにたされるものである。

この基底を認識し得ないで「学問、思想の自由」が確立されるものではない。自治委員会、熟行委員会の「自衛官除籍と今後一切認めない」という方向性を懇談会において遂行できる得なかったことは、単に彼ら自身の責任のみならず、自治会を支える、われわれ学生の責任でもあり、これから「自衛官入学を一切認めず、自衛隊研究員も一切学校の中には入れない」という方向に運動自体を盛りとげていかなくてはならない。

と同時に、六月二十二日の学校当局の見解の責任のがれを徹底的に追求し、学校当局の自己抵抗をも追求しなくてはならない。第二回目の懇談会での問題点を、われわれ学生が総括し、その矛盾を認識し、いかに「自衛官完全追放」を戦っていくかは、われわれ学生のこれからの課題である。

国試低下

カリキュラムへの積極的参加

教授会の責任転嫁

六月二十二日の第二回懇談会における見解表明は、あくまでも、都合主義的な大学当局の急場を凌ぐ、見解にすぎない。まずわれわれは、この「自衛官問題」に関する解答 事項に対し（一）五月二十五日の第一回懇談会において、この問題に関する解答が出なかったという 事実に対し教授会—理事者とのラインの不統合をみる。なぜならば今年三月末日をもって「自衛官在籍指否」をしたのであれば、当然その旨は四月以前の教授会なりで決定されてしかるべく問題であり、五月二十五日の席上での解答になされるべきものであった。にもかかわらず第一回懇談会において、解答が出来なかったという事実は、教授会そのものの不統合と理事会—教授会との連絡疎通を意味するものであり、大学当局の運営、管理のルーズさを物語るものである。

（二）また同じく見解表明での「自衛官入学をご当分 認めない。」ということは何を意味するのか。「ご当分」が明らかに裏をかえせば、防衛庁からの要請があれば、いつでも受け入れるという形態を意味するものであり、学校当局の欺瞞に他ならぬ。

（三）なおかつ、学校当局は「自衛官入学拒否」を言明しながらも「個人教授の研究室への自衛官、研究員の出入りは教授の「良識」に委せる。」ということは、自衛官の大学院、研究室での研究、援助を認めるということを単に「教授個人」の良識に委せるという「かくれみの」により認めていくという意味の他は何も意味しない。

現に今、学校当局の見解を借りれば「教授個人の良心に委せる」という形に於いて、放射薬品化学

国試低下

カリキュラムへの積極的参加

教授会の責任転嫁

四三年前期の薬剤師国家試験結果の合格率は全国平均を大幅に低下している。この四年間の推移をみると、次表のようになっている。

	男子部	全国平均
三八年	99・64%（87・88%）	
三九年	99・29%（87・46%）	
四〇年	92・24%（93・57%）	
四一年	94・78%（93・76%）	
四二年	81・13%（86・66%）	
四三年	82・78%（87・95%）	

右表にみられる合格率低下の根本的原因と合わせ現在の薬学教育に関する不備点の調査は、学生間でようやく活発になり、男子部自治委員会では六月の中旬に「自治委員会カリキュラム委員会」を設立し田久保宮崎教授等で構成されている教授会の「カリキュラム」特別委員会」に対して、現段階までの資料要求、即ち特別委設置の理由を資料として提出する旨要求する、という内容を持つ決議文を発表している。

事実、国家試験の低下は教育行政に関する大きな問題を提示しているが、これを学生自身の問題としてとらえ国家試験に対する大学側の責任追求に止まらずに、教育行政そのものを積極的に追求する気構えを示している。六・二五学生大会では、二分科制が実施されたのは学生数を単に水増して経営面の財政確保とそれに比べ教育面が欠如している事が指摘されマスプロ教育の一方的 犠牲者である事が明らかになった。又、同じ学生大会で、国家試験低下の直接のシワヨセが議長出欠カードの強化となって一方的に学生側に責任を押しつけ、根本的教育行政の不備を教授会が明らかにしないのは不当であるとして〝学生に出欠カードがなぜ強制されねばならないか〟を教授会に公表させる旨決議されている。さらに同大会で特別カリキュラム委員会に自治委カリキュラム委員会の参加要求が決議された。

六・二三学生と教授の懇談会でカリキュラムに関する話し合いの中で明らかにされたのは、四年以前に大学院博士課程の設置と共に実習時間が大幅に変更されて夏休み前までほとんどの実習が短期間に区切って行なわれる為に実習の内容を深く検討する時間的な余裕が欠けてきた事があげられる。実習の時間的規定は国立大学が中心になって自主的 話し合いで決められ、我校はそれに従がう事前になっているが実質的に以前に比べると六〇%ほどに実習時間を切り詰めているのは、結果的に学生にマイナスになる事は助手会でも指摘している。

長瀬学生部長は懇談会席上で「国家試験は結果であって目標ではない。」旨強調しているが、男子部において国立大学並の教育行政を施行している形跡は現時点で明確ではない。教育者としての性格と研究者の性格が直接、学生に還元する立場で行なわなければならない教育カリキュラム、委員会は両性格を調整して不備面を充足するべき責を持つと思われるが現在の講義は専門課目の内容重複、三分科制による専門課目の選択課程、一般教養課程で学問による人間形成、統合化された観点から価値感への知的欲望、主体的に自己の歩むべき道専門知識と技術習得を求める資本社会との兼ね合い等、我々を取り巻く多くの要素、産学協同路線に追随し一般教養では課目がまばらで選択する権利も持たず、関連性にとしい入門概論の域を出ず自己の進むべき糧になり得ない、おざなりな形と、継続する専門課目が、教養の不足面から、機械的に学生におしつけている。われわれは、学生の手による完全な形での大学運営が根本的目的とするきびしさの様な教授会の官僚イズムと対決していかねばならぬ。資本主義の発展動向が国家独占資本主義段階へ向え、資本が極度に専門化されていく状況の中で、権力者は少しでも多くの体制順応型のプロレタリアートを育成しようと図っている。六十年安保以降、きさに資本の発展段階と見合った形で、体制側は、大学へ攻勢を一段とかけている。つまり管法にはまり国大協の見解発表、教育二法の提出と、一連の反動化政策は続いている。現実の大学、学問が社会の政治的、経済的要請と、そのイデオロギーに制約され、「社会の要請」の先兵として、政府文部省の文教政策を貫徹されるの基礎づくりに、大学当局は重点をおいている。

権力統制下の当局は、産学協同路線にくみこまれ、学生をテクロタイプ化した技術師として育成しようとしている。「学問の政治的中立」とはあくまで権力に屈しないということを意味している。

大学当局は、きさに体制の攻勢に対応した形でカリキュラムの再編成、運営をすすめていく。それは、一、二年生時の、一般教養課目の軽視、二六制として、現実化されている。この様な状況の中で、「カリキュラムに

新規約の成立

6・25 男子部学生大会

六月二十五日（火）十一時半より十番教室にて、四十二年度の定例学生大会が開かれた。初め会員の過半数の出席がなかったため学生大会は成立せず、学生集会として開会した。

大会内容は、

一、議長団選出

議長に二年生吉村君、副議長に二年生城君、書記に二年生洲脇君が信任された。

二、熟行委員長小野君より五月二十五日、六月二十二日の二回にわたる教授、学生懇談会の報告が行なわれた。その内容は、

①「印刷物、掲示物等の管理を学生の代表機関である熟行委、自治委にまかせる」との教授会の見解発表があった。

②自衛官問題については「今年の三月末日をもって、ご当分教授会は、自衛官在籍を認めていない。個人的に各研究室に自衛官が、入っているわさがあるがそれは、プライベートなことで大学側としては、口をさしはさめない」、な お三月末日をもってなお自衛官在籍を拒否しているのか、その見解発表は、七月六日までに、全学生に何等かの形で知らせる」という教授会の発表があった。

③カリキュラム問題については、「学生の間にいろいろと不満があるようだが、教授会でもカリキュラム委員会を設置して、改善するようにつとめている。なお、再編するときは、学生の意見が十分反映されるようにするつもりである」との教授会の見解が発表された。

三、検閲制度撤廃にもとずいて、自治委員会議長、八谷君より、学生便覧九十頁「学生課に関する事項、十五、十九、二十、二十一、二十二、三十三条の各事項を削除する」という自治委員会の決議が出された。

（ここで出席者が五百十七名となり、過半数に達したので、これより学生大会となる）自治委の決議は採択の結果、可決された。

四、四十二年度、決算報告、承認された。

五、四十三年度、会計監査委員に二年佐藤君が承認された。

六、東薬祭運営委員より報告

七、「印刷物、掲示物等の管理は熟行委員会で、集会等の管理は自治委員会で行う」という新規約の説明が小野君、八谷君よりあった。それについての質問があった後、採択の結果、新規約は承認された。

八、「教授会のカリキュラム委へ学生の代表が参加すること」「出席を強化している教授会の見解発表」の二事項を教授会へ要求することが採択された。

薬味

今日、大学の自治および学生の自治をめぐって様々の論議がたたかわされ、社会的にも注目を集めている中で、自治を行っていくわれわれはどのような立場から、何に基づいて活動していくべきなのか？▼今、全国各地の大学では勉学条件・講義内容の改善、学生生活の向上をめざし劣悪な研究を阻止するたたかいが新入生もふくめて活発にくりひろげられている▼当大学男子部においても勉学条件（カリキュラム再検討・体育施設の充実）、また学生の権利獲得（学生課の印刷物、掲示物等の検閲制度撤廃・自衛官在籍反対）を要求する学生のたたかいが急速に高まってきた▼五月二十五日の今期第一回教授・学生による懇談会における確約事項の解答会（合として六月二十二日第二回懇談会において、われわれの要求（自衛官在籍反対・学生課の検閲制度撤回等）をかちとった▼しかし、自衛官問題での大学当局のあいまいさ、カリキュラム問題での大学当局の日和見的責任回避などの点を見落しては学生の自治の本質をつくことはできまい。▼自治会は、広範な学生にとって、もっとも切実ないくつかの要求を取り上げ、この要求をかちとることの政治的社会的・学問的意義を明らかにし、この要求をかちとるための行動方針を提起しすべてのクラス・サークルに討議をもつたえることが必要である。そうすれば常に全学生を結集することができ、全学的な闘争が可能となってくる▼学生にとって学問研究・勉学は、もっとも切実な、基本的な要求であるが、この基本的な要求さえ、現在の大学では満されていないのが現状である。したがって自治会はまず一般教養科目の選択性、カリキュラム委員会への学生参加、学生ホール・部屋等を学生で管理していく等の問題に真剣に取り組んでいくべきである▼しかしこのような自先だけの要求に惑わされ、焦点をボカされてはいけない。学生の身近な要求はあくまでも全学的な闘争を誘導するプロセスとして重要なのであって、われわれの究極な課題ではない▼サリドマイド問題、阿賀野川水銀中毒事件、イタイタ病などの政府の見解はどうであったかまた米軍基地に対する政府の見解はどのであったのか。政府の見解がどうあったにしろ、根本的原因を解明しなければ公害はあとをたたないだろうし、米軍基地は依然として存在するのである。しかし多くの人民は政府の見解によって挫折してしまうのである。沖縄現地での復帰運動も、盛り上るとすぐ与えられた微細の食物によって鼻先をつり折られてしまっている▼われわれは「学園民主化」などというまえにまず「大学の自治」が実質的には存在していない点を、つまり問題の本質をつきつめていくことこそ大事なのではないか。あくまでも学園の自由とは大学の自治形態を学生自らの手による運営である。これを一つの手段として究極的には学生の権利をも規制してくる国家権力への闘争である。

19・学外の団体に加入しようとする時は、その部又はクラブからあらかじめ学生課の許可を得なければならない。

20・学生が学外で本学の名称を用いて集会を催すときは、その責任者があらかじめ学生課長に願出で許可を受けなければならない。

21・学生が掲示をするときは、責任者署名の上あらかじめ学生課の許可を受け、指定の掲示場に掲示しなければならない。ただし掲示の期間は一週間以内とする。

22・学生が印刷物（謄写を含む）を発行したときは、直ちにその二部を学生課に提出すること。

自治会草案

【一】

1、学部学生が印刷物の配布、掲示を行なう際は団体又は個人の責任者は熟行委員会に届出る事

2、届け出の場所・熟行委員会室

届け出の時間・12・20～13・20

【二】

3、印刷物その他の掲示物等の期間は原則として一週間とする。但し、熟行委員会が必要と認めた場合は期間を延長することができる。

4、配布物、掲示物等の責任者は期間切れ後、必ずその後始末を行なう。

5、1～5項に違反した際は熟行委員会で審査し以後の印刷物の配布、掲示を禁止する。停止期間は原則として一ヶ月とする。

【三】

1、学部学生が集会を行なう際はその日時・場所を明記し、その3日以前に責任者は自治委員会に届出る。

2、届け出の際、自治委員会はその会場の都合等の事務的手続きを行なう。

【四】【二】の事項は本学自治委員会員の総意に基くものでありその管理責任は【一】に関しては熟行委員会、【二】に関しては自治委員会員が負うものとする。

自主義的な大学当局

自衛官問題

六月二十二日、男子部での教授、学生懇談会の席上、新任学生課長より「印刷物、掲示物等の管理は、学生にまかせる。および、自衛官は、とに、今年の三月をもって教授会で決定している」との発言があった。ここにわれわれは、東薬男子部の自治活動の新たな局面を迎え、ようやく学生の自治活動が胎動しようとしている。しかし、自衛官問題、カリキュラム問題についての教授会の見解発表は、非常にあいまいなものであった。検閲制度が廃止になり、自衛官在籍が拒否されたので、すべての問題が解決したと、早計してはならない。今後、各クラス、サークルを中心として、問題の核心にせまるべき広汎な自治活動を助長しなければならぬ。

従来、"男子部における男生便覧—学生課に関する事項"により施行されてきた大学側による一方的な"検閲制度"は学生側からの強い要求により六・二三教授と学生の懇談会の席上で撤廃する旨新任学生課長より発表され、続いて学生の手によって検閲に替る制度を規定する事を望むとの発言があった。検閲制度に関しては長年、学生課が掲示物、印刷物を規制し、その認印を得ないと学生は公表する事ができなかった。昨年、熟行委員会によってなされた食堂値上げ問題に関する反対表明の立看板が一方的に取り除かれ、さらには同じ問題に関連して薬学科一年の学級大会決議表明文が学生課に却下される事件が起っている。この問題を契機として学生間に不満の声が高まり五・二五教授と学生の懇談会席上でも、熟行委、自治委、新聞会から検閲制度を撤廃して欲しい旨要望があり、これに対する教授会側は六月末日までに何らかの方法で公表する旨の確約事項を得たわけである。

六、二三懇談会席上で、熟行委、自治委側は、学生の手による草案が既に用意されている事を発表し、教授会、学生は検閲制度廃止に基本的な合意を得た。検閲制度の撤廃によって、熟行委、自治委は、学生の手による規則草案の起草を進め、六・二五学生大会に臨んだ。大会は過半数に満たない学生集会まで経過報告として懇談会の内容を説明し、検閲制度撤廃に関しての草案をパンフレットとして配布したが、学生便覧の学生課に関する事項の十五、十九、二〇、二一、二二、二三条が削除されて、それに代る新規則の草案が提起されている。大会成立後、この問題に関して八谷自治会議長から状況並びに草案説明がなされ、討議の結果、賛成多数で新規則が可決成立した。

削除する部分については熟行委、自治委が教授会との今後の折衝を重ねて学生大会で削除事項が決議した旨教授会に伝えて削除要求を貫徹すると八谷自治会議長から声明が出た。

草案の内容で具体的に疑問がありまた熟行委と、自治委は性格が異なるので新規則を行使する面から管理権で問題があるとの質問に対して、事務管理を合理的円滑に行なう為にこの措置を取ったと述べたが熟行委、自治委は規約上、責任分野が異なり、今後に問題を残したといえる。さらに男子部自治会で検閲廃止になったとしても、女子部では以前として検閲制度が存続し例えば女子部の学部の学内クラブ活動は午後六時以降禁じられる等制約がある為に東京薬大の学生にまかせるべきであるとの大学運営の根本的目的とするきびしさの様な教授会の官僚イズムと対決していかねばならぬ。資本主義の発展動向が国家独占資本主義段階へ向え、資本が極度に専門化されていく状況の中で、権力者は少しでも多くの体制順応型のプロレタリアートを育成しようと図っている。六十年安保以降、きさに資本の発展段階と見合った形で、体制側は、大学へ攻勢を一段とかけている。つまり管法にはまり国大協の見解発表、教育二法の提出と、一連の反動化政策は続いている。現実の大学、学問が社会の政治的、経済的要請と、そのイデオロギーに制約され、「社会の要請」の先兵として、政府文部省の文教政策を貫徹されるの基礎づくりに、大学当局は重点をおいている。

権力統制下の当局は、産学協同路線にくみこまれ、学生をテクロタイプ化した技術師として育成しようとしている。「学問の政治的中立」とはあくまで権力に屈しないということを意味している。

大学当局は、きさに体制の攻勢に対応した形でカリキュラムの再編成、運営をすすめていく。それは、一、二年生時の、一般教養課目の軽視、二六制として、現実化されている。この様な状況の中で、「カリキュラムに

新しい社名のもとに——

健康に奉仕して120年
激しい時代の流れと共に、薬づくりひとすじに歩いてまいりました
新社名のもとフレッシュな意欲をもやして、品質の向上、新製品の開発に更に最善をつくす態勢がととのいました。
躍動する現代に着実なペースで、しかも若々しく久光製薬はたゆみなき前進をつづけます。

エアーサロンパスは——
充実した生活のペースづくりに
シュッとひと吹き一筋肉神経の
疲れをほぐし　気分もスッキリ
速いききめをあらわします
霧のマッサージ
エアーサロンパス
久光製薬株式会社

弘化4年	昭和26年
創業　久光仁平　小松屋と称し、	久光兄弟株式会社と改称、
医薬品の製造販売をはじめる	企業態勢の充実をはかる
明治初年	
売薬法の制定とともに	昭和40年4月26日
久光常英堂と改称す	久光製薬株式会社と社名を変更し、
明治36年	医薬品メーカーとして使命と責任をさらに自覚、
製薬業久光兄弟合名会社を設立、	信頼される医薬品づくりに万全を期す
初代代表社員に中富三郎（旧姓久光）就任	

立遅れた雇用条件

投稿　教職員組合の結成を

熊谷誠広

僕たちが保障された公けの発言機会と場所を有しない――少なくとも、V等級（助手クラス）以下は、雇用条件等に関する当然の抗議権を使用し得る機会と場所を形式的にすら有していない。端的に言って、専門教育課程教室を構成する常勤教員六五名中三七名の五等級以下（学生便覧・一三〇頁）は、学部学生自治会ほどの抗議権すら組織化されていないような印象を受ける。僕たちにいかに発言の場所がないか、それは教職員組合の結成を真剣に考えるこの原稿を、学部学生が編集する「東京薬科大学新聞」に投稿せざるを得ないという事実が雄弁に物語る。最高学府の一隅に位置する職場に教職員組合がない変則性が、本学の一面の低滞を示す恰好の例ではないのか。

「昭和四十三年四月一日より俸給表（別表第一）が別紙のとおり改正になります。この表は従来の俸給を8・5%増額して俸給表に繰り入れたものであります。

以上御通知申し上げます。

昭和四十三年四月一日

学校法人　東京薬科大学

このベースアップされた金額によれば、学部学生が卒業後本学に留まると、V等1号級、名目一七五二〇円の給与。修士卒ならV等3号級二二五一〇円、僕は実験助手二年目で一九五一〇円。しかし、実質は健康保険、税金等の経費を差し引いて約一六五〇〇円だけが手元へ渡される。

僕は、賃金労働者として商品化した自己の労働力を、これほどにも安くないと思うけれども、本学ではこれだけしか買ってくれないわけだ。僕の二ヶ月の労働が、ようやく自黒のテレビジョン一台に相当する、それも不可欠な生活費以外一分の余裕もない商品としての労働価値であると思うと、全くうんざりする。

絶対額そのものが不当に低すぎるというのが最も重要な問題ではあるが、その他にこのベースアップと俸給ベースには二つの見過せない問題が含まれている。一つは8・5%というベースアップの方法であり、一つは勤務時間の問題である。

ベースアップ8・5%という場合、これは一見平等に見えるが、ベースの違う等級及び号級ではむしろ較差の助長でしかない。ベースアップ8・5%という場合の較差の助長とは、例えば、V等1号級（名目一七五二〇円）とV等3号級（名目一九五一〇円）の較差は、ベースアップ前の一九九九円から、ベースアップ後は二一五〇〇円と一〇〇〇〇円では、実に六三〇〇円強の昇給差が生じるのである。較差の助長がなお昇給と言えるのか。ベースの低い僕らには、8・5%のアップも結局は「ないよりはいいだろう」という程の有効性しかもたないことになる。それは単に同一個人内における絶対額の範囲でだけ8・5%上昇したということで、職場内における相対的価値としてはむしろ減給に等しい。低級職員の労働の商品価値は、8・5%ベースアップで職場内では実質的には低下するのだ。それはすでに減給でなくてなんであろう。

ベースアップの方法として、僕らは「一律ベース」での賃上げを要求すべきだ。一律五〇〇〇円アップとか、そういうベースでの昇給以外に、僕ら低級職員にとって実質的に「昇給」という呼び名に値する賃上げは存在しない。僕らにとっての実質的な労働価格上昇は、この一律ベースの賃上げ以外にはありえないのだ。

僕がある教授に、8・5%ベースアップの実体は較差の助長にあると不満を述べ、教授が然るべき筋（それがどこであるか、僕に知るすべはない）に問い合わせてくれたところ、今まで気づかなかった、そのようなベースアップが今後検討されるかもしれないという旨の説明があったと、話してくれた。このような曖昧な説明に、僕は納得しない。春闘が一律六千円台を要求して闘われ、回答もまた一律な金額で示されている。いやしくも百名を越える労務者をかかえる使用者側が、一律ベースでのベースアップに気づかなかったということが考えられようか。一律な金額アップによる、較差是正の方向に向う実質的なベースアップこそ本来の意味でのベースアップである。僕らの労働の商品としての価値を増大する本当のベースアップとはなにかを考えて、その正当な抗議権を僕らは行使すべきであり、行使できる状況をつくり出すべきである。

更に、今一つ、労働時間の短縮もまた実質的な昇給を意味する。

逆に言えば、労働時間の延長は実質的に減給になる。

「学校法人東京薬科大学職員服務規程」第二条で、原則としての職員勤務時間は一日八時間、土曜日は五時間と定められている。が、一頃に「上司が業務の都合上必要と認めた場合は、職員の全部または一部を所定勤務時間より早く出勤させ、または所定勤務時間をこえて勤務させることができる」と規定されていて、実際、一日の平均勤務時間が八時間以上という教職員がはるかに多いであろう。このような現状は、それでなくても低い俸給をより一層低下させていることになる。勤務時間のなし崩し的な延長の防止もまた、実質的なベースアップとして、労働運動の根本に位置する問題にほかならない。

もとより、業務内容の極だった特異性等を考慮すると、時間外勤務が直線的に手当に結びつけられるかどうかは検討の余地があるかもしれない。しかし、だからといって実質的な賃金低下の事実に手をこまねいていなければならないすべもない。現状よりは合理的な、なんらかの是正が考えられて当然ではないのか。労働時間のなし崩し的時間延長によるベース低下の現状はさらには根本的に安すぎる労働力価格を問題にし、8・5%ベースアップによって較差助長の実質的減給を低減し職員に結集する姿勢と相まって、使用者側では僕ら低級職員の労働力価格をもとのように考えているのかと根本の問題まで溯って考えさせるものである。

このような基本的な生活権に関して、他に交通費の全額補助、寮及び食堂の建設、あるいは住居手当の支給などがあるし、ボーナスもまた一律ベースでの上積みが考えられて然るべきだろう。

現在、交通費は最高一ヶ月一二〇〇円まで補助されているがそれでも不足分は自己負担になる。ここでもまた給料の低いが表面化する。寮等の建設はともかくとしても住居手当になるとこれは皆無。僕のようにアパート住いだと、安い給料の中から毎月二万円近い金額が僕を素通りする。寮、宿舎の建設が困難であるのなら、住居に費用のかかる職員にある程度の補助があってこそ、正しい雇用関係であると言える。せっかく受け取った低額のボーナスも、日常の生活費の穴埋めに大部分回るとになる。

僕ら別に知識についているわけでない。一介の労働者として、正当な報酬と権利を公的に要求する機会を獲得し、助長していかねばならない。そのための第一段階として教職員組合の結成にあることは言うを待たない。最低の生活権擁護、そして改善のために、組合結成の可否が決定的なポイントを占める。個々の低級職員が組合に結集され、組織化されないかぎり、たとえ使用者側が一律ベースのベースアップに踏み切ったとしても、それはあくまで与えられた条件にすぎず、正しい雇用関係が樹立されたとは言い難い。すべての相違点は棚上げして、組合が結成されねばならない。

現在、政府が確認している組合数は、複雑で正確な実態は把握できないとしながらも、七五国立大学中、国家公務員法一〇八条の三に基づく登録職員団体は二〇大学・二四団体、その他の職員団体は二〇大学・一〇〇団体余となっていて、公・私立大学については不明ということになっている。雇用関係が明確な国立大学で、登録団体及びその他の職員団体がほとんどの大学で結成されていることをこの数字は示す。つまり、本学における雇用関係の前近代性は、国立大学と比較することによって一層明確化されることになる。ベースアップの方法にしても、その他本学の前近代性は、雇用関係の前近代性に大きく由来するものであろう。

僕らが、結集された組合がないためにどのような不利益を被っているか、それは単に直接的な現行給料体系によっただけ示されるものではない。

たとえば、大学は、六月二十二日の学生との懇談会で、自衛官の入学不許可、検閲制度の全廃を約したと伝えられているが、その約束の内容は望ましい方向に向いているとしても、僕ら職員にその旨、公式に示されてはいない。職員は学部学生よりもつんぼ桟敷におかれているわけだ。いくら教育職員の人事権、学生に関する在籍決定権が教授会にあるといっても、自衛官入学のような重要な問題が教授会だけの一方的意志で決定されてよいものか、あるいは、どうして「ここ当分の間」と限る必要があるのかなど追求するすべを、僕ら職員は学部学生よりも有していないのが実情だ。このようにして、雇用関係の前近性は、学内の非民主化に直結しているのでもある。

もう一つ、自衛官入学拒否については、職員の側から見て、学部学生が問題にする以前に職員が入学拒否の方向に大学の方針を決定させるべきであり、カリキュラムの是正もまた現場の全職員が公的に保障された発言権を有してこそ望ましい体制が整うであろうしまた不満の多い食堂の全面的な改善も職員が積極的に介入すべきであって、食堂に関する学生の不満表明を握りつぶす然るべき筋の態度なども、その他である。そして、このようなさし迫った諸問題について、保障された発言権を有しない職員が学部学生の後塵を拝している現状こそ、僕らが真剣に考慮しなければならない最も重要な問題に違いない。

僕らは組合に結集されねばならない。それは、言うまでもなく、労働組合法で組合として認めていない御用組合ではなく、真に僕らの立場を保障するそれでなければ意味がない。

組合結成に向って、例えばV等級による、組合結成に発展しうる第一段階としての連絡会の結成、機関紙（誌）の発行など、地につく動きを今から開始しなければならない。

六月二十七日

（本学男子部実験助手）

教授・学生懇談会

男子部

6・22

六月二十二日（土）男子部第二会議において、〝教授と学生との懇談会〟が開かれた。教授側出席者は、長瀬男子部長、新延学生課長、相沢教授、鈴木（美）教務課長、宮崎教授、志田助教授、松本助教授、飯田教授である。他に会計担当理事者の出席があった。学生側は自治委員会、体育会、新聞会、その他総勢五十数名にのぼる出席者をみた。司会には学生側から四年生の宮本君が選出された。なお寺阪学長は前回の懇談会の席上、ならびにその後の再三の要望にもかかわらず欠席された。

前回、五月二十五日の懇談会における確約事項は次の通りである。

一、六・二三会に、学長、男子部長、理事者、三者の出席を要請。

二、自衛官の本学在籍状況について、正文書をもって全学生に提出することを要求。

三、学生課による印刷物一勝写に移った。

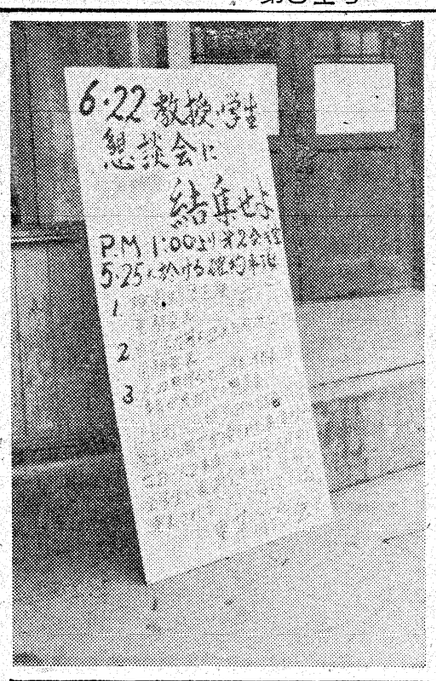

第一項について、長瀬男子部長より、「都合が悪くて、学長は欠席された。男子部の問題を主として話し合うのだから、男子部長だけで処理できると思った。その他の全学的な問題は別の機会にしたい。」との答弁があった。

次に新延学生課長より、「自衛官在籍問題」に対しての学校側見解発表の提起がなされた。

教授会見解は次のようである。

「自衛官としての在籍は二月いっぱいで打ち切った。だから現在自衛官は入っていない。また、現教授会では、今後当分自衛官は入れない方針である。」

これに対し、「現在、放射薬品の研究室に自衛官が出入している事実がある。」との学生側からの質疑に対して、教授側は「大学としては打ち切った。多分個人的なものであろう。教授自身のプライベートな問題まで大学としては管理していない。」との解答があり続き、長瀬男子部長より、「相談にはきているが、研究にはきていない。研究していなければ来てもかまわないではないか。卒業生としての自衛官の出入りをも禁止せよというのか。」との返答があった。

また、学生側から「今回、改めて二月末日をもって自衛官在籍を打ち切り、ここ当分入れないということを全学生に表明文をもって確約してほしい」との要望に対し、長瀬部長は「教授会にとりはからってみる。七月八日までに、何等かの形で全学生に結果する」との解答があった。

第二項については、新延学生課長から「印刷物、ビラ等の管理は今後自治会にまかせたい。自治会の承認を得て、良識をもってしてほしい。その責任は学生自治会の最高責任者が負うこと。自治会責任者を明らかにすること」との返答があった。

さらに引き続いて体育会から、

一、秋季グラウンドはいくら遠くいっても二時間半はかかり遠すぎるので、小金井の運動園をグラウンドにかえてほしい。

二、お湯の出るシャワーを作ってほしい。

三、今の部室ではたいへんむさくるしい、盗難にもあうので部室を改造してほしい。

以上の要求事項が出された。

それに対して教授会側は、善意に対処したいとの返答をした。しかし、具体的な策は何も示されなかった。

体育会からの要求事項に関連して自治委員会より、四十二年度からの維持費値上げ問題が出された。それに対して、今年度予算計画に学生ホール、学術・文化部門室の改造予算があるとの話があった。また維持費は実験実習費にも使っているとの話があった。

次に学生側より維持費値上げに対する明細報告の要求があった。長瀬部長の解答は「授業料としての収入は一億八千万、これに対する入件費は一億八千二百万、従って教育費、実習費、研究費、その他は授業料からは運営できない入件費六十%、運営費四十%が埋

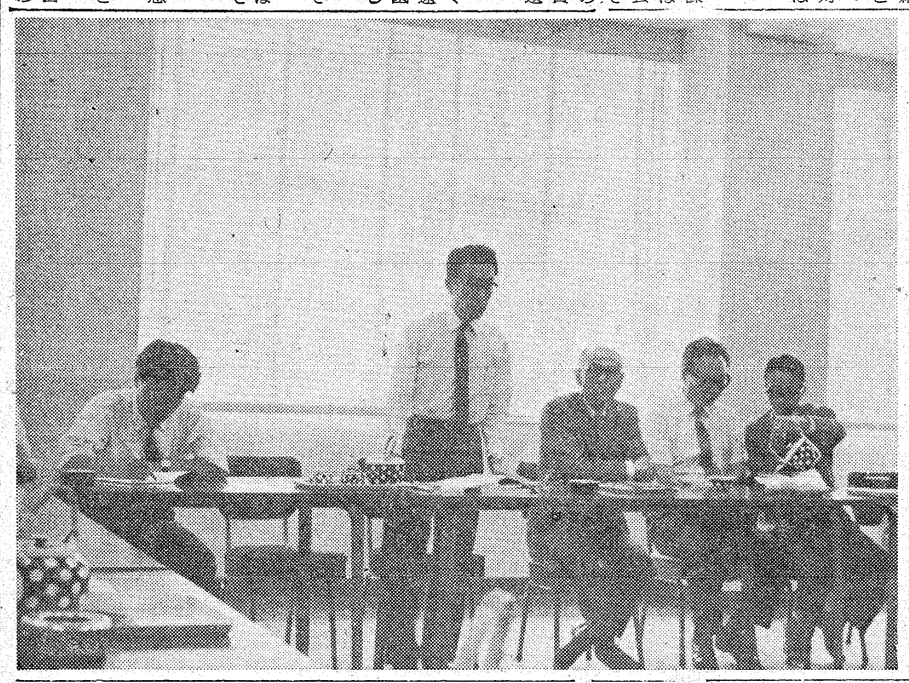

維持費値上げ問題が出された。それに対して、今年度予算計画に学生ホール、学術・文化部門室の改造予算があるとの話があった。また維持費は実験実習費にも使っているとの話があった。

次に学生側より維持費値上げに対する明細報告の要求があった。長瀬部長の解答は「授業料としての収入は一億八千万、これに対する入件費は一億八千二百万、従って教育費、実習費、研究費、その他は授業料からは運営できない入件費六十%、運営費四十%が埋

発言者の名前を求める

6・5女子部懇談会

六月五日、懇談会が寺阪学長・渡部・三橋・坪井・下村・河野・高沢各教授その他助手五名、事務から新田先生・寮長先生の出席を得て第二会議室において開かれた。学生出席者数約六十名。坪井教授の司会で学長の挨拶から始まり、執行部から部室改善問題が提議され、集めた六百余りの署名及び改善図を示し、現在の非衛生的・非合理的部室改善について学長の意見を求めた。それに対し、「理事会には施設拡充促進委員会があり、体育館設置、寮の改善拡張、学校移転問題等を検討しており、将来莫大な費用を必要とし移転の際考慮すれば良いのではないか」との返答であった。

また予算に関しては「男子部、女子部の予算を一度集めて学生の頭割りで、男子部予算と、女子部予算とにわける」との発表があった。また入学式の際、学長が新入生に対して、学生運動をいましめる旨の発言をしたことについての学生側からの質問に対して、長瀬部長は「そのことについては、また機会を改めて話し合いたい。」との答弁があった。

最後に、学生側にカリキュラム問題を取り上げ、薬剤師国家試験合格率の大幅な低下の責任を教授会側に追求した。

それに対して、教授会側は「大学は教育と研究の場であるから、研究の成果と教育の成果をよりよくするためにどちらも同じウエイトでやらなければいけない。教授の研究の進歩があってはじめて、教育の十分な効果が期待できる。研究の質を考えないで教育一本でやれといっても、それでは教授が納得してくれない。」などの返答をし、あくまでも教授会側の責任回避した。また、先日出された〝自治会決議文〟に対する学校側見解は、国家試験合格率の低下と、カリキュラムとの関係はない」また、「合格率低下の原因は個人個人の責任である。

今後自由に発言できる懇談会を期待したい。

43年度東薬祭の日時、会場決定

日時　十一月二日～七日

会場　本部を女子部とする。

なお、前夜祭、体育祭等のグランドを使用する行事に関しては、男子部を使用する、また学内セミナーの会場に関しては、今後検討される。

経過報告

一、東薬祭運営委員会統一テーマ部では〝薬学教育問題〟の関連として、六月一五日に、女子部階段教室において、本学川瀬助教授（技術革新、薬学概論、カリキュラム等）六月二九日に男子部図書館講堂において、藤沢薬品工業株式会社（新薬開発、大衆保健薬等）の講演と討論が行なわれた。

また〝七年保保を考える〟においては、その方向性を〝安保破棄〟をもって明確化することに決定。

二、後夜祭は、一一月七日に、バークレーンズにおいて行なわれることに決定。

☆　☆　☆

☆　☆　☆

☆　☆　☆

東京薬科大学俸給表

号級	1	2	3	号差金額
第1級				
I	106,740	111,510	116,280	4,770円
II	84,730	88,720	92,710	3,990円
III	63,800	66,980	70,160	3,180円
IV	44,470	47,160	49,850	2,690円
V	27,520	29,520	31,520	2,000円
VI	19,480	21,080	22,680	1,600円
VII	14,940	16,220	17,500	1,280円

書泉　SHOSEN　294-0011(代)
千代田区神田神保町1～3（神田日活前）
振替口座　東京4968番
書泉理工学書部294-0014
理工学図書及雑誌の専門店
書泉ブックマート
294-0015(代)
千代田区神田神保町1-21 スルガ台下角
4階　美術・家庭・児童
3階　辞典・参考書・図鑑
2階　理工学・医学・農業
1階　雑誌・文学・文庫
地階　法律・経済・社会

東薬生の　オークボ理容店　学割制（日曜・祭日はご遠慮下さい）　東薬通り　電(369)0559
麻雀　くつわ虫　東薬大前
クリーニング　白清舎　東薬通り　電(371)8330
東薬大　食堂　男子部校内
氷・あんみつ・ところ天　桜ヤ　東薬女子部隣り
男子部校内　売店　大沢商会
若松工芸社　くつわ虫内
三原家　お菓子屋
ウエノ美容室　女子部隣り
カフエテリア　ゴールド　東薬女子部食堂
キヤロン・グンゼストッキング　スミレ洋品店　保護センター前
甘味・おにぎりの店　桜　女子部
ゴージャスなムード　スナック喫茶　ビーバー　学生一割引き　(361)三五三九
●営業時間　平日早朝6時～　日祭日早朝5時～　ブランズウイックA2マシーン　34レーン
国電鶯谷駅前　上野スターレーン　東京都台東区根岸1－2　TEL(874)2277・6800～1
サンヨークリーニング　東薬大前
薬と健康の御相談はゼヒ　矢島薬局へ　東薬大女子部前
御菓子とパン　尾藤商店　少年保護センター隣り　台東区上野桜木二の十一の七　TEL (821)9862 (828)2572
撮D・P・E影　写真の吉田　東薬女子部隣り　本店(828)〇七八九　支店(822)四六〇三